

茨城県議会委員会傍聴取扱要領

平成11年5月26日議長決裁
改正 平成17年3月18日議長決裁
" 平成19年1月30日議長決裁
" 平成20年2月21日議長決裁
" 平成20年9月3日議長決裁
" 平成28年3月2日議長決裁

1 趣 旨

この要領は、茨城県議会委員会条例（昭和35年茨城県条例第46号）第15条第3項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴人の定義

この要領に定める傍聴人は、議員以外で、委員会を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）をいう。

3 傍聴席の区分

傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

4 傍聴人の定員

一般席の傍聴人の定員は、原則として各委員会13人（議会運営委員会にあっては6人、予算特別委員会にあっては40人）とする。

5 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望する者は、委員会傍聴申込書（様式1）を委員長に提出し、委員会傍聴券（様式2）（以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者（県政記者クラブ加盟各社に限る。）は、この限りでない。
- (2) 傍聴券は、委員会当日、先着順に交付する。

6 身分証明書等の提示

委員長は、必要と認めるときは、委員会傍聴申込書を提出した者に対し、身分証明書又はそれに代わるもの（以下「身分証明書等」という。）の提示を求めることができ、提示を求められた者がこれに応じないときは、その者への傍聴券の交付を拒むことができる。

7 傍聴席への入室、退室等

- (1) 傍聴人は、係員の指示に従い、入室しなければならない。特に審議中の入退室については静粛にしなければならない。
- (2) 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

8 茨城県議会傍聴規則の準用

「傍聴席に入ることができない者」、「傍聴人の守るべき事項」、「写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止」、「係員の指示」及び「違反に対する措置」については、「茨城県議会傍聴規則（昭和45年茨城県議会規則第1号）」第10条ないし第14条に準じる。

付 則

この要領は、平成11年5月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年3月18日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年1月30日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年2月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年9月8日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年3月7日から施行する。